

平成 28 年 12 月 26 日
金融庁

金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する Q & A

(問 1) WHO (World Health Organization) が公表する感染症に関するデータ（発症数、死者数等）に係る数値を金融指標とし、当該数値が一定の値を超えた場合に、当事者の一方の意思表示により相手方が金銭を支払うこととなる取引を成立させることができる権利を付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引は、金融商品取引法上のデリバティブ取引に該当しますか。

(答)

ご質問にあるような取引は、基本的には金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に規定する市場デリバティブ取引又は同条第 22 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものと考えられます。

上記のデリバティブ取引において参照される「金融指標」の範囲を定める金融商品取引法施行令第 1 条の 18 第 2 号では、統計法に基づく統計調査などの国内の公的機関が適切かつ合理的な方法により作成した統計の数値を定めており、同条第 3 号では、「前号に掲げるものに相当する外国の統計の数値」を定めています。

WHO 等の国際機関が公表する感染症に関するデータ（発症数、死者数等）に係る数値は、一定の信頼を有する公的機関が適切かつ合理的な方法により作成した統計の数値であることを踏まえると、当該数値は、同号に規定する「外国の統計の数値」として金融指標に該当するものと考えられます。

(問 2) 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して、WHO が公表する感染症に関するデータ（発症数、死者数等）が、当事者があらかじめ定めた値を超え、感染症の大流行（パンデミック）が発生したものと判断される場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引は、金融商品取引法上のデリバティブ取引に該当しますか。

(答)

ご質問にあるような取引は、基本的には金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号に規定する市場デリバティブ取引又は同条第 22 項第 6 号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものと考えられます。

上記のデリバティブ取引の「支払事由」を定める金融商品取引法施行令第1条の14では、当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であって、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものを定めています。

感染症の大流行（パンデミック）は、人為的な操作によらず自然界に存在するウィルスや細菌等が原因となり感染症が大流行する状況であることを踏まえると、感染症の大流行は、同条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象」に含まれ、上記の支払事由に該当するものと考えられます。